

様式第3号 (第2次改正・全部、第25次改正・一部、第26次改正・一部、第40次改正・一部、第50次改正・一部)

公務災害認定通知書

年 月 日

殿

地方公務員災害補償基金 支部長印

公務災害の認定について

年 月 日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査の結果、公務 _____ の災害と認定したので、通知します。

記

被災職員の所属団体
及び所属部局名

被災職員の氏名

認定番号

災害発生年月日

年 月 日

傷病名

理由

(教示)

1 支部審査会への審査請求

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金_____支部審査会（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求することができます。

なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。

2 審査会への再審査請求

- (1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求することができます。ただし、その裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができないなります。
- (2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求することができます。

3 本件処分に対する取消訴訟

- (1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。